

令和4年度 第2回四街道市行財政改革審議会 次第

令和4年10月17日(月) 14時00分～

四街道市役所新館5階 第1・2会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諮 問

4. 市長あいさつ

5. 議 題

- ・新たな四街道市行財政改革推進計画の策定について
- ・その他

6. その他

7. 閉 会

新たな四街道市行財政改革推進計画の策定について
(方針)

令和 4 年 8 月

経営企画部 財政課 行革推進室

1 策定にあたって

本方針は、新たな四街道市行財政改革推進計画の策定にあたって、基本的な考え方や必要な事項を定めるものです。なお、名称は「第9次四街道市行財政改革推進計画」（以下「第9次行革計画」という。）とします。

2 計画策定の趣旨

本市では、昭和60年度の「第1次四街道市行財政改革推進計画」以降、「第7次四街道市行財政改革推進計画」まで、継続して計画的な行財政改革の推進に全庁をあげ取り組んできました。さらに、「第8次四街道市行財政改革推進計画」（以下「第8次行革計画」という。）では、平成26年度からの経常収支比率の悪化を受け、収支改善を項目とするなど、財政の硬直化解決のほか、組織力を高める人材育成を行うことなどを盛り込み、「総合計画（後期基本計画：令和元年度～令和5年度）」と計画期間を揃え、効果的・効率的な行財政運営を推進しています。

令和6年3月に「第8次行革計画」の計画期間が満了を迎える中、本市の財政状況は、社会保障関係経費の増加傾向が継続することに加え、新庁舎の整備や次期ごみ処理施設整備等の大型事業による公債費が増加し、厳しい状況が続くと見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「新たな日常」の実現に向けて取り組む行政サービスの推進や、デジタル社会の進展、脱炭素社会の加速、持続可能な開発目標（SDGs）の実践など、環境の変化に適切に対応していくことが求められています。

以上のことから、本市を取り巻く諸課題への対応を積極的に進めていく必要があります。

「第9次行革計画」の策定については、「第8次行革計画」の成果を踏まえるとともに新たな「四街道市総合計画（第1次基本計画：令和6年度～令和10年度）」（以下「新総合計画」という。）に定められる施策を、行政経営の視点をもって効果的・効率的に実現するため、「新総合計画」の計画期間に揃え、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、行財政改革を推進していきます。

3 策定における視点

（1）庁内における連携

行財政改革の全庁的な推進の必要性から、庁内組織である総合計画推進本部、公共施設等総合管理計画推進委員会等との連携を密にします。

（2）自主財源の確保

健全な行財政運営を維持するため、引き続き歳出削減を進めるとともに、更なる自主財源の確保策を検討します。

（3）改革項目の原則継続及び新規拡充

「第8次行革計画」において完了していない改革項目は、「第9次行革計画」へ原則継続して実施します（現況により、内容を修正する場合があります）。

新規拡充については、計画策定の趣旨を踏まえた多方面からの可能性を検討し、対応可能な項目については積極的に取り入れるものとします。

（4）成果目標の設定（進行管理と連動）

改革項目に分かりやすい成果目標を設定し、進行管理を具体性のあるものにします。

4 策定体制

(1) 四街道市行財政改革推進本部

市長を本部長とする「四街道市行財政改革推進本部」において、庁内組織の積極的関与を求め、組織横断的な調整、調査・検討をするとともに、最終的な意思決定を行います。

(2) 四街道市行財政改革審議会

専門的知識を有する者や公募市民により構成する「四街道市行財政改革審議会」において、市長の諮問に基づき審議を行い、策定の各段階において意見を求めます。

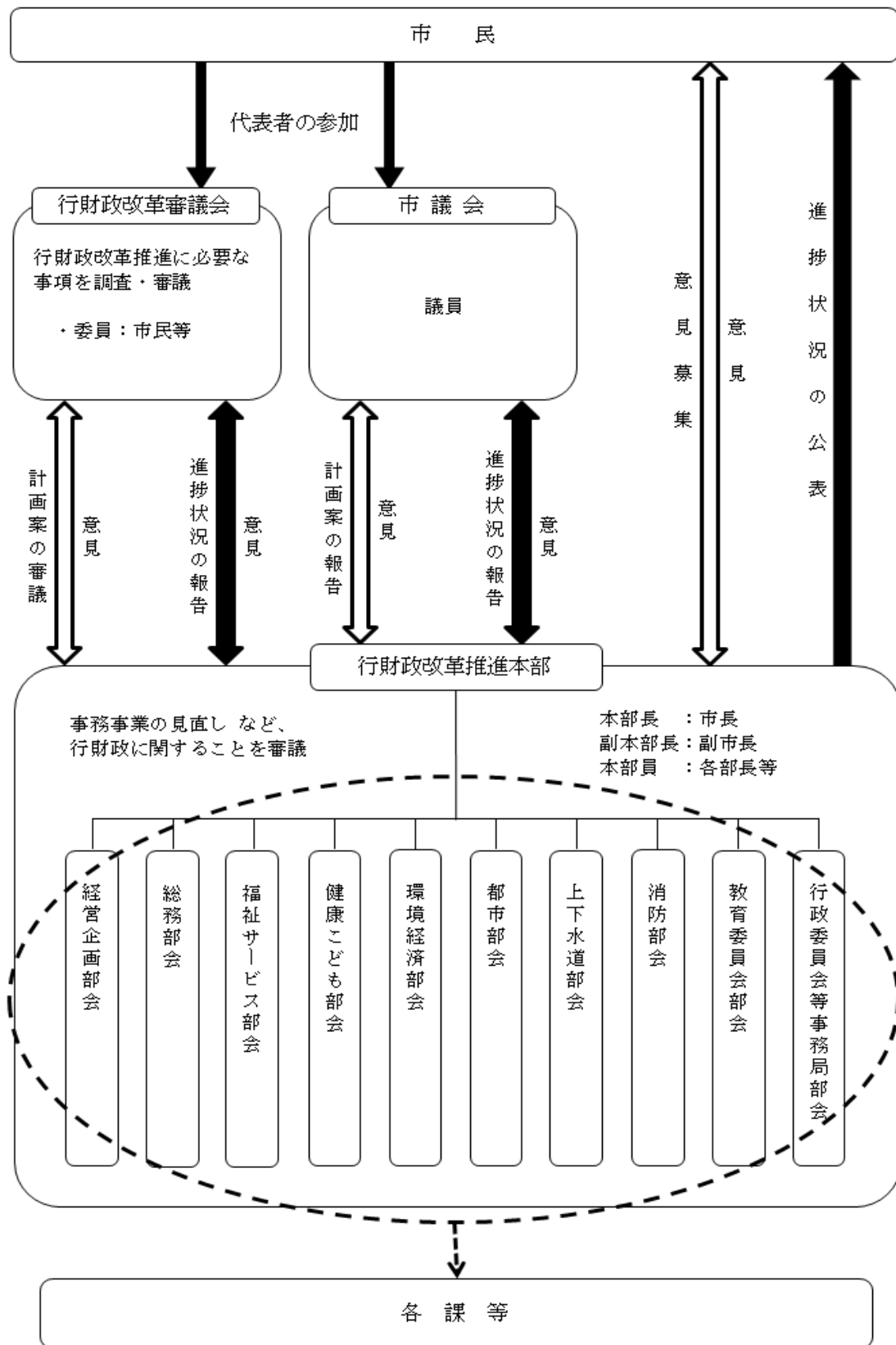
(3) 四街道市議会

策定に至るまでの段階において、市議会に対しても適宜必要な報告等を行います。

(4) 市民参加（パブリックコメント）

策定過程において、パブリックコメントを実施し、多様な市民の意見を把握していきます。

【策定体制図】



5 計画策定スケジュール

令和4年度 8月	策定方針 各部会・各課 改革項目検討	本部会(策定方針)
9月	↓	
10月	事務局 改革項目検討内容ヒアリング	審議会(諮問)
11月		
12月	骨子(案)作成	議会(策定について)
令和5年 1月	↓	本部会(骨子(案)について)
2月	計画(案)作成	審議会(骨子(案)について)
3月		議会(骨子(案)について)
令和5年度 4月		
5月		
6月		
7月	↓	
8月	上旬:本部会(計画(案)について) 下旬:審議会(答申)	
9月		議会(計画(案)について)
10月	パブリックコメント	
11月	計画決定	本部会(計画決定について)
12月		議会(計画について)
令和6年 1月		
2月		
3月		

※ **本部会**：四街道市行財政改革推進本部会

審議会：四街道市行財政改革審議会

議会：四街道市議会総務常任委員会(令和5年12月は全員協議会においても報告)

第8次行財政改革推進計画に掲げる改革項目の次期計画への方向性(案)

推進方針	実施項目	所管課等	評価 (令和3年度)	次期計画 への方向性	理由	
1 健全で 持続可 能な財 政運営 の推進	1 事業の見直し等に係る収支改善の取組	財政課	A	継続	市税や普通交付税などの大幅な増加が期待できない中で、各種施設の老朽化対策など様々な行政課題に対応しつつ、事業の見直しを行い、さらなる経費を削減を行うことが必要であることから、引き続き改革項目とする。	
	2 補助金等の適正管理	財政課	A	-	実施項目1「事業見直し等に係る収支改善の取組」と一体的に取組むため、項目を統合した上で見直しを進める。	
	3 普通建設事業の抑制	財政課	A	-		
	4 他会計への繰出金等の見直し		国保年金課	A	継続	(国保年金課) 国民健康保険特別会計においては、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査の受診率向上を図り、医療費を抑制するとともに、保険料率の見直しを行い、他会計からの繰出金を抑制するため、引き続き改革項目とする。 (下水道課) 下水道事業会計においては、遅れた取組ではあるものの、新たな計画策定前までには、目標が達成される見込みであることから完了とする。
			下水道課	C	完了	なお、下水道事業会計については、第8次計画では完了とするが、特別会計等において引き続き法定外繰出等に頼らない自主的な運営を進めるため、改革項目の統合等も視野に検討する。
	5 市民税等の収納率の向上	収税課	C	-	将来的な人口減少が予測される中、市の歳入の根幹をなす市税収入の安定的な確保は必須事項であるため、引き続き改革項目とする。なお、改革項目については、統合等も視野に検討する。	
	6 国民健康保険税の収納率の向上	国保年金課	AA	-		
	7 受益と負担の適正化	財政課	C	継続	歳出削減の観点だけではなく、受益者負担により補てんすべきものなど、さらなる財源確保に取り組む必要があるため、引き続き改革項目とする。	
	8 一般廃棄物の減量化と資源化	廃棄物対策課	C	継続	将来的なごみ処理施設の移転等に向け一般廃棄物の減量化が必要なため、引き続き改革項目とする。	
9 省エネルギーへの取組の推進	環境政策課	B	継続	事業の見直しを行い、さらなる経費等の削減を行うことが必要であることから、引き続き改革項目とする。		
2 公共施 設の適 正な管 理・市有 財産の 効率的 な運用 の推進	10 公共施設の適正管理・適正配置	管財課	A	-	長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、老朽化した公共施設の再生や集約化を含めた再配置が必要である。また、遊休地の有効活用を検討するなど、さらなる財源確保に取り組む必要があるため、引き続き改革項目とする。なお、改革項目については、統合等も視野に検討する。	
	11 市有財産の売却	管財課	A	-		
	12 市有財産の利活用	管財課	A	-		
3 業務の 効率化・ 活性化 の推進	13 民間活力の活用	財政課 (行革推進課)	B	継続	さらなる活用を推進していくことが必要であることから、引き続き改革項目とする。	
	14 消防の連携協力	消防本部 総務課	A	継続	現在千葉県消防広域化推進計画に基づき、印旛地域の広域化について検討していることから、引き続き改革項目とする。	
4 組織の 効率化・ 活性化 の推進	15 職員数の適正化	人事課	A	-	再任用や任期付職員などの、多様な任用形態の職員の活用を図ることや職員の健康管理の観点などから、引き続き改革項目とする。なお、改革項目については、統合等も視野に検討する。	
	16 長時間労働の抑制	人事課	C	-		
	17 職員の育成と意識改革	人事課	A	-	令和2年度までに、組織機構改革を実施したため完了とする。	
	18 組織機構の見直し	人事課 (行革推進課)	C	完了		

※次期計画への方向性欄「-」については、原則継続ではあるが、他の項目と統合も視野に検討する項目である。